

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度基山町一般会計補正予算
（第9号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分
したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

令和8年3月12日原案承認



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的
余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

基山町長 松 田 一 也

（専決理由）

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、一般
会計の予算に補正が急務なため。

令和7年度基山町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度基山町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,968千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,515,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 県支出金		751,407	9,968	761,375
	3 委託金	52,708	9,968	62,676
18 繰入金		1,009,009	2,000	1,011,009
	1 基金繰入金	1,001,864	2,000	1,003,864
歳入合計		10,503,165	11,968	10,515,133

